



令和7年度 あやめ学園生募集

あやめ学園は、町内の高齢者が自らの学習の場として、趣味・教養を高め、健康の保持増進を図るとともに、生活文化の発展につながる事業をはじめ、子どもたちとのふれあいの中で、高齢者の生きがいを創造し、福祉を一層推進することを主な目的として、日高川町が「高齢者生きがい対策事業」として町独自の取り組みを行っています。またこれらの取り組みをきっかけに高齢者が支え手となり活躍できる社会を考えていきます。



★学習・行事内容

- ・教養講座……………一般教養や健康に関するものなどを聴講
- ・視察研修……………県内外研修の開催
- ・世代間交流……………趣味講座等を通じての子どもたちとの交流
- ・ボランティア活動 ……公共施設等の除草・清掃などの活動
- ・趣味講座……………盆栽部、手芸部、陶芸部、カラオケ部の4講座

盆栽部	菊作りが主ですが、大菊・福助・盆栽菊・小菊から懸崖菊といろいろな菊があります。盆栽風の作り方で盆栽鉢を作って仕立てて見ては?初心者、ベテラン大歓迎です。	陶芸部	毎週月曜日 13:00 から講座を行っています。月に1回でも2回でも都合のつく時に自由に参加できます。興味のある方は入会をお待ちしています。
手芸部	編み物をしながらの仲間との会話、本当に楽しいですよ!和気あいあいと気兼ねする事なく習っています。ぜひどうぞ。	カラオケ部	和気あいあいと歌ったり、みんなの歌を聴いたり楽しい時間です。一緒に歌いませんか?練習の成果は文化芸能祭の交流センター舞台にて!

★入学資格

昭和41年4月1日までに生まれ、町内に住民登録をしている方。

入学には趣味講座のいずれかに所属すること。

★お申込み

入学申込書に必要な事項を記入のうえ、日高川交流センター・川辺公民館・美山公民館まで年会費1,000円(安全保険代含む)を添えてお申込みください。申込締切日は令和7年3月28日(金)までです。

各趣味講座より材料費や親睦会費、全体で研修参加費等をいただくことがあります。

お問合せ あやめ学園事務局(日高川交流センター内) ☎0738-24-9333



宝くじの助成金で小津茂区が集会所を新築しました。

宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業を活用し、小津茂区が集会所を新築しました。



宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進および活力のある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための「コミュニティ助成事業」を行っています。



子宮頸がんワクチン接種についてのお知らせ

令和4年4月から令和7年3月末までの間に子宮頸がんワクチンを1回以上接種した方は、令和7年4月以降も残りの接種を、1年間に限り公費で受けられることになりました。

子宮頸がんワクチン接種の機会を逃した方に、公費による接種が可能となっています。平成9年4月2日から平成21年4月1日生まれの子は、令和6年度が最終年度に当たります。

- 対象者：次の2つのどちらかあてはまる方
 - ①平成9年4月2日から平成21年4月1日生まれの子
 - ②令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間の期間中に少なくとも1回以上接種している方

※対象の方に、個別案内を送付しています。子宮頸がんワクチン接種について、ご不明な点がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

お問合せ 保健福祉課 ☎0738-22-9041 / 中津地域振興課 ☎0738-23-9503 / 美山地域振興課 ☎0738-23-9505



子宮頸がんを防ぐために

子宮頸がんワクチン接種を受けていても、100%予防できるわけではありません。しかし、子宮頸がんから身を守るためには、子宮頸がんワクチン接種を受け感染を予防し、検診でがんを早期発見・治療することが大切です。20歳以上の方は、定期的ながん検診を受けましょう。



障害者虐待防止法を知っていますか?

障害者虐待防止法とは

平成24年10月に施行された障害者虐待防止法は、虐待によって障がい者の権利や尊厳が脅かされることを防ぐため、また虐待を受けた障がい者や養護者への支援を推進するための法律です。

対象となる障がい者は?

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他心身の機能の障がいがある人であって、日常生活や社会生活が困難で支援が必要な人が対象となります。

虐待の種類

- 養護者による虐待
 - ▶家族や同居する人による虐待のことです。
- 障害者福祉施設従事者等による虐待
 - ▶障害者福祉施設等で働いている職員による虐待のことです。
- 使用者による虐待
 - ▶障がい者が従事する事業所の雇用主等による虐待のことです。

お問合せ 24時間安心コールセンター ☎0738-23-2439



虐待の具体例

身体的虐待	身体に傷や痛みを負わせる暴行を加えるなど
性的虐待	性的な行為またはわいせつな行為をしたり、させたりすること
心理的虐待	侮辱や拒絶的な態度で精神的な苦痛を与えること
放棄・放任	食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をほとんどしないこと
経済的虐待	本人の同意なしに財産や年金等を使うこと

虐待を発見した方は速やかに通報を!

障がい者虐待に気づいた人には通報義務があります。虐待を発見した方は、虐待防止センターまで通報してください。

障がいのある方が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活していくために、地域の皆様の協力が必要です。障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応にご協力ください。